

不当な寄附の勧誘が禁止されました

不当な寄附の勧誘を防止し被害救済や再発防止のため、
新たな法律が制定されました。

対象	寄附や勧誘を行う法人等 ※法人でなくても対象となる場合があります 宗教団体に限りません
取り消しできる人	寄附をした本人 ※寄附をした本人に扶養されている配偶者や 子どもも条件によって取り消すことができます
禁止されている勧誘行為 = 寄附を取り消しできる場合	① 不退去②退去妨害③退去困難な場所へ の同行④威迫する言動を交えて相談の連絡を 妨害⑤恋愛感情の不当な利用⑥靈感等の知 見を用いた告知
取り消しできる期間 ①～⑤の場合	被害にあったと気が付いた時から1年 又は寄附時から3年のいずれか短いほう
取り消しできる期間 ⑥の場合	被害にあったと気が付いた時から3年 又は寄附時から10年のいずれか短いほう

消費者契約法が改正され、靈感商法等の被害救済の対象が広がりました。

(P2～P3参照)

1. 本人の不利益に関する不安だけでなく、親族の不利益に関する不安も対象となりました。
2. 将来生じ得る不利益に関する不安だけでなく、現在生じている不利益に関する不安も対象となりました。
3. 不安をあおるだけでなく、不安を抱えていることに乗じた場合も対象となりました。
4. 取り消しできる期間が、追認できる時から1年が3年へ、契約を締結した日から5年が10年へそれぞれ延長されました。

不当な寄附勧誘や靈感商法等でお困りの方は、法テラスの靈感商法等対応ダイヤル（0120-005-931）または消費生活センターにご相談ください。